

子どもの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を求める特別決議

今年、子どもの権利や子どもの最善の利益を保障する子どもの権利条約が国連で採択されて20周年、日本で批准されて15周年という節目の年を迎えている。にもかかわらず、条約自体が社会に十分浸透しているとは言えず、条約に関わる国内法の整備もいまだに不十分である。

そうした中、日本における子どもの貧困・教育格差など子どもたちをとりまく状況は深刻化している。文科省調査では、就学援助をうける対象者が97年度6.6%・約78万人から07年度13.7%・約142万人と、この10年間で倍増している。さらに、本年10月に政府が初めて公表した日本の「相対的貧困率（07年調査）」は、15.7%と悪化していることが明らかとなっている。しかし、就学援助が必要な保護者（準要保護者）に対し、多くの市区町村において、認定基準の引き下げ、援助支給額の減額が行われている。また、自治体の財政状況により、保護率や給付額に格差が生じている。これは、三位一体の改革において、05年度以降の準要保護者に対する国庫補助が一般財源化されたことに起因するものであり、子どものための十分な支援策となっていない。憲法や教育基本法に定められている「ひとしく教育を受ける権利」にも反する状況となっている。

厚労省が09年11月4日公表した9月末の新規高卒者の求人倍率は、6年連続の改善傾向から一転、昨年同期0.63ポイント減の0.89倍となった。日教組の実態調査では、一次内定ができなかった生徒の次の就職先がほとんどなく、生徒からは、「家庭の経済事情で自動車免許取得ができず就職を断念した」、「保護者のリストラ等で修学旅行費、授業料をアルバイトで補填している」などの声が寄せられ、貧困の連鎖が見られる。

こうした中、OECD調査においても教育への日本の公的支出は、28カ国中27番目であり、あらためて日本の教育に対する公的支出の水準の低さと家計負担の大きさが浮き彫りとなっている。高校実質無償化は10年4月から実施予定であるが、このような状況を克服するため、さらに給付型奨学金の拡充による支援等が求められる。

日教組は、子どもたちをとりまく状況をふまえ、社会的対話をすすめるため「教育改革全国キャンペーン」を展開している。子ども一人ひとりを権利行使の主体として捉え、学校のあり方や子どもの学び等について発信し、保護者・地域住民と教育課題を共有していく。また、「コンクリートから人へ」を掲げる新政権に対しては、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等が保障される施策を求めていく。

わたしたちは、子どもたちの自己肯定感を高め、ゆたかな学びにつながる教育研究活動をすすめるとともに、学校現場からの教育改革をすすめていく。

以上、決議する。

2009年11月17日
日本教職員組合 第153回中央委員会